

様式第 13 号の 2（第 24 条の 2 の 3 第 1 項関係）（裏面）

記載心得

- 1 「業務の内容」の欄には、労働基準法第 38 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する業務として決議した業務の内容を具体的に記入すること。当該業務については、事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務であつて、その遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をしないこととする業務である必要があること。
- 2 「労働者の範囲（職務経験年数、職能資格等）」の欄には、労働基準法第 38 条の 4 第 1 項第 2 号に規定する労働者の範囲について、必要とされる職務経験年数、職能資格等を、「業務の内容」の欄に記入した業務の内容ごとに具体的に記入すること。
- 3 「決議で定める 1 日のみなし労働時間」の欄には、労働基準法第 38 条の 4 第 1 項第 3 号に規定する対象労働者の労働時間として算定される時間を記入すること。
- 4 「労働者の健康及び福祉を確保するために講ずる措置」の欄には、労働基準法第 38 条の 4 第 1 項第 4 号に規定する措置について、原則として以下の番号から選択して記入した上で、その内容を具体的に（ ）内に記入すること。なお、いずれの番号にも該当しない措置については、番号は記入せずに（ ）内に具体的内容を記入すること。また、健康・福祉確保措置を決議するに当たっては、①～④の中から 1 つ以上、かつ⑤～⑩の中から 1 つ以上を実施することとすることが望ましいことに留意すること。複数の措置を決議した場合にはいずれの措置についても記入すること。
 - ① 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。
 - ② 労働基準法第 37 条第 4 項に規定する時刻の間において労働させる回数を 1 箇月について一定回数以内とすること。
 - ③ 把握した労働時間が一定時間を超えない範囲内とすること及び当該時間を超えたときは労働基準法第 38 条の 4 第 1 項の規定を適用しないこととすること。
 - ④ 働き過ぎの防止の観点から、年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。
 - ⑤ 把握した労働時間が一定時間を超える対象労働者に対し、医師による面接指導（問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うことをいい、労働安全衛生法第 66 条の 8 第 1 項の規定による面接指導を除く。）を行うこと。
 - ⑥ 把握した対象労働者の勤務状況（労働基準法第 38 条の 4 第 1 項第 4 号に規定する労働時間の状況を含む。以下同じ。）及びその健康状態に応じて、代償休日又は特別な休暇を付与すること。
 - ⑦ 把握した対象労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。
 - ⑧ 心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること。
 - ⑨ 把握した対象労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換をすること。
 - ⑩ 働き過ぎによる健康障害防止の観点から、必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は対象労働者に産業医等による保健指導を受けさせること。
- 5 「労働者の労働時間の状況の把握方法」の欄には、労働時間の状況の把握方法を具体的に記入すること。
- 6 「労働者からの苦情の処理に関して講ずる措置」の欄には、苦情の申出の窓口及び担当者、取り扱う苦情の範囲、処理の手順・方法等を具体的に記入すること。
- 7 「同意の撤回に関する手続」の欄には、撤回の申出先となる部署及び担当者、撤回の申出の方法等を具体的に記入すること。
- 8 「時間外労働に関する協定の届出年月日」には、当該事業場における時間外労働に関する協定の届出の年月日（届出をしていない場合はその予定年月日）を記入すること。ただし、「決議で定める 1 日のみなし労働時間」が労働基準法第 32 条又は第 40 条の労働時間を超えない場合には記入を要しないこと。
- 9 労使委員会の運営規程を定めるに当たっては、招集に関する事項として労働基準法第 38 条の 4 第 1 項の決議の調査審議のための委員会、同項の決議に係る有効期間中における制度の運用状況の調査審議のための委員会等定例として予定されている委員会の開催に関する事及び必要に応じて開催される委員会の開催に関する事を、議事に関する事項として議長を選出に関する事及び決議の方法に関する事を、それぞれ規定することが適当であることに留意すること。制度の趣旨に沿った適正な運用の確保に関する事項を規定するに当たっては、制度の実施状況の把握の頻度や方法を運営規程に定めることが必要であることに留意すること。なお、使用者が開示すべき情報の範囲、開示手続、開示が行われる労使委員会の開催時期等必要な事項を運営規程で定めておくことが適当であることに留意すること。
- 10 「任期を定めて指名された労働者側委員」の欄には、労働基準法第 38 条の 4 第 2 項第 1 号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者に任期を定めて指名された委員の氏名を記入すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第 6 条の 2 第 1 項の規定により、労働基準法第 41 条第 2 号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。委員会の委員の半数（労働者側委員）が、労働基準法第 41 条第 2 号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、使用者の意向に基づき指名されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な決議とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。